

双葉保育園を運営する社会福祉法人 新星会に対して特別指導監査を実施し、本日10月21日に改善勧告を行いました。

内容は、以下のとおりです。

令和3年10月21日

中間市長 福田 健次

## I 特別指導監査の概要

令和3年8月31日に行った改善勧告に対し、同年9月24日の報告期限までに指摘を行った事項についての改善の報告を受けたが、その間福岡県が保護者に実施したアンケートで、入所児童の心身に有害な影響を与えるような行為が行われていたとの回答が複数あった。

これを受け、市では福岡県と共同で、子ども・子育て支援法第38条第1項に基づき、令和3年9月9日から10月20日までの間、特別指導監査を実施した。

## II 特別指導監査の指摘事項

### 1 「虐待等の禁止」（中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「市条例」という。）第25条に抵触する事実

職員が入所児童に対し、園舎内で以下の行為を行った。

- ・頭を叩く、拳骨で叩く、腕を強く引っ張る等の行為（R1～）
- ・足を取り、逆さに持ち上げる行為（R3.9）
- ・「好かん」「ばか」といった暴言（R3.4以降）、今回の児童死亡事故発生後「あんた嫌い」と暴言を発する行為
- ・バスタオルで巻いた状態で、長時間トイレの前に放置する等、通常の保育を行わず放置する行為（R1）

### 2 「保育所職員に求められる専門性」（指針第5章1（1））に抵触する事実

特定の職員が、県及び市の特別指導監査の前に、別の職員に対し園内における虐待の事実の存在を証言しないよう依頼する等、特別指導監査に対し誠実に対応しようとしなかった。

### 3 「一般原則」（市条例第3条第2項）及び「保育所の社会的責任」（指針第1章1（5））に抵触する事実

日常的な職員による入所児童への心身に有害な影響を与える行為を止めることができない状態が継続していた。

### Ⅲ 勧告内容

- 1 不適切保育の原因の検証と再発防止に向けた取組方針の整理  
(虐待の認識、環境・体制の問題の明確化)
- 2 不適切保育に係る職員間での認識の共有の徹底  
(職員会議、虐待防止研修、自己評価)
- 3 再発防止に向けた必要な仕組みづくりや職場環境の整備  
(指導担当職員の設置と報告体制、虐待防止の環境整備、第三者評価)
- 4 今後の取組方針等に係る説明会の実施等、保護者に対する信頼回復

### Ⅳ 報告期限

上記Ⅲについて、令和3年11月22日(月)までに改善状況の報告を行うこと。